

木材保存剤等性能審査規程

公益財団法人日本住宅・木材技術センター

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本住宅・木材技術センター（以下、「センター」という。）が行う木材及び木質材料等の保存剤、保存処理材料並びに木材保存に関連する薬剤または材料（以下「木材保存剤等」という。）の保存性能及び安全性の審査について必要な事項を定めるものである。

(審査の対象)

第2条 審査の対象は、第3条に規定する木材保存剤等で、使用方法や廃棄にあたっての処理方法等が、第9条に規定する付属書類に記載された範囲であり、第4条に規定する申請者が、その認定または認証を行うことを目的に申請したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、センターが別に定め、公表する優良木質建材等認証規程(当該申請時点で有効なもの)において対象としている保存処理木質材料については審査の対象としない。

(審査対象製品の種類)

第3条 審査対象製品の種類は次のとおりとする。

(1) 木材保存剤

木材防腐剤

木材防蟻剤

木材防黴剤

木材防虫剤

木材防腐・防蟻剤

防蟻剤（土壌処理用等）

(2) 保存処理木質材料

(3) 保存処理非木質材料

(4) その他、木材保存に関連する薬剤または材料

2 前項に規定する審査対象製品の種類、性能項目及び用途は、別に定める「審査の対象となる製品の種類と分類」（別添1）によるものとする。

(申請者)

第4条 本審査の申請者は、当該木材保存剤等に関し、品質管理体制等(適切な使用方法の徹底、製造・流通段階での適正な生産・品質管理及び検査・サーベイランス等)について、公正・中立な立場から、認定または認証を行うことができる能力がある者として、センターが認めた機関とする。

(審査の申請)

第5条 審査を受けようとする者は、性能審査申請書(様式1)に所定の事項を記載し、第9条に定める付属資料を添えてセンター理事長に申請する。

(審査)

第6条 センター理事長は、前条による審査の申請があった場合には、第9条の当該審査申請書の付属資料(1)～(12)を前提とし、付属資料(5)の使用方法的範囲内における第7条各号の保存性能及び安全性について審査するものとする。

- 2 審査にあたっては、第12条に規定する木材保存剤等性能審査委員会(以下、「審査委員会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 3 センター理事長は、審査が終了したときは、速やかにその結果を審査結果報告書(様式2)により申請者に通知するものとする。

(審査項目)

第7条 審査項目は次のとおりとする。

- (1) 木材保存剤等の保存に関する性能(以下、「保存性能」という。)
- (2) 配合成分及び製品の人畜及び環境に対する安全性(以下、「安全性」という。)

(審査製品の性能)

第8条 審査製品の性能は、別に定める「木材保存剤等の性能項目、試験方法及び性能基準」(別添2)によって性能項目ごとに試験し、該当する性能基準に適合するものでなければならない。

- 2 別添2に定める試験方法及び性能基準(以下、「試験方法等」という。)が、申請製品の性能の審査に適さない場合は次のいずれかによるものとする。
 - (1) 事前に審査委員会の審議を経て了承を得た試験方法等による。
 - (2) 事前了承を得ていない試験方法等の場合は、審査委員会においてその適否を判定する。

(審査申請書の付属資料)

第9条 審査申請書の付属資料には、次の事項が記載されていなければならない。

(1) 成分表等

保存処理薬剤については、薬剤を構成する主成分、副成分(溶剤を含む。)及びその配合比、並びに製剤又は成分の物理的、化学的特性等を記載する。

(2) 材質及び材料の構成

保存処理材料については、その材料の材質、組立、構成及び保存処理の方法等を記載する他、関連規格がある場合にはそれらを記載もしくは添付する。

(3) 規制法規上の位置付け、登録等

製品及び/又はその成分の「毒物及び劇物取締法」、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」、「消防法」、「水質汚濁防止法」等の規制法上の位置付け、

並びに農薬登録を受けているものはその旨を簡潔に記載する。

(4) 安全性に関する説明書

「安全性に関する説明書記載要領」(別添3)に定める成分、製品の毒性試験データ、土壌、水中における分解性、残留性に関する資料、散布による気中濃度の測定値など施工の安全に係るデータ及び安全性に関する説明資料。

(5) 使用方法に関する説明書

- 1) 処理又は施工方法、施用対象及び施用量等を具体的に記載する。
- 2) 当該製品を使用する際及び使用後、作業者及び周囲の人々並びに処理対象物の使用者に対する安全性を確保するための具体的対策。
- 3) 当該製品の使用により、周囲の動物、植物、水棲動植物及び器物に悪影響を与えないための具体的対策。
- 4) 処理された木材、木質材料、非木質材料の廃棄処分方法。

(6) 性能試験成績書

第10条の性能試験成績書を添付する。

(7) 環境汚染防止等の規制に関する説明書

「水質汚濁防止法」、「大気汚染防止法」、「毒物及び劇物取締法」、「消防法」等の規制を受ける場合はその旨を記し、その対応措置等を記載する。

(8) 廃棄物の処理方法に関する説明書

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規制を受ける場合は、その旨を記し、その対応措置等を記載する。また、法規制を受けない場合でも、製品自体や処理された木材の焼却、廃棄処分で注意すべき点があれば記載する。

処理した土壌についても同様、注意すべき点があれば記載する。

(9) 資料使用承諾書

他者が所有する毒性データ、効力試験データ等を利用して審査申請する場合は、その所有者から資料使用承諾書を得てこれを添付する。

(10) 申請者の適格性に関する説明書

申請者の業務概要、定款又は寄付行為、役員名簿、認定又は認証規定(品質管理体制等の検査方法を含む)及び認定又は認証の実績に関する資料。

(11) 審査申請製品製造者に関する説明書

(12) 以上の他、センターが必要と認め、提出を求めた資料。

(性能試験成績書)

第10条 審査申請製品の第8条に基づいて行った性能試験成績書は、別添1の種類に応じた性能項目毎に、センターが指定する試験機関(以下、「指定試験機関」という。)によって実施されたものとする。ただし、生物試験のうち、室内試験成績書は複数の試験機関によるものとする。なお、別添2記載の追加試験については第三者機関によって実施されたものであれば可とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、止むを得ない事情により指定試験機関等で実施できない場合は、センターが認めたその他の機関の試験成績書を以て代えることができる。

(規制製品)

第11条 次に定める化合物を含有するものについては、審査の対象としない。

- (1) 国が製造又は輸入を禁止している化合物
- (2) 他の用途において、国又は権威ある研究機関が使用禁止を勧告している化合物のうち、木材保存剤等として不適當であるとセンターが認めた化合物
- (3) 国内外において、一般的な使用が好ましくないと資料を示して報告されている化合物のうち、木材保存剤等として不適當であるとセンターが認めた化合物

(木材保存剤等性能審査委員会)

第12条 センターは、木材保存剤等の性能審査を行うため、中立的立場の学識経験者等で構成する審査委員会を設置するものとする。

- 2 審査委員会はセンター理事長の諮問に基づき、次の事項について審議し、その結果をセンター理事長に答申するものとする。
 - (1) 第7条各号に規定する事項
 - (2) 審査に関わる技術面からの規格・基準見直し立案に関する事項
- 3 審査委員会の委員の定数は10名以内とし、中立的立場の学識経験者等の中からセンター理事長が人選し、委嘱するものとする。ただし、前項(1)の議題においては、当該案件に利害関係を有する委員は、審議に参加することはできない。
- 4 委員の任期は3年とし、再任できるものとする。ただし、任期の途中で交替した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センターは、必要に応じて審査委員会に専門部会を設置し、審議できるものとする。専門部会の委員の委嘱、任期等は前2項に準じて行うものとする。
- 6 センター理事長は、申請製品の審査を行うに当たり、特定の性能または安全性の審査に必要な生じた場合には臨時委員を任命することができる。

(審査委員会の運営)

第13条 審査委員会は、センターが招集し、委員の過半数の出席で成立するものとする。

- 2 委員長は、委員の互選により選任するものとし、委員長が委員会の進行を担うものとする。
- 3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代理するものとする。
- 4 専門部会は、前3項に準じて運営するものとする。専門部会には、委員長の代わりに主査を置くものとする。
- 5 専門部会主査は、審査委員会において専門部会の審議結果の報告を行うものとする。

(審査手数料)

第14条 申請者は、当該審査申請に際し、別に定める審査手数料を納付しなければならない。

(秘密保持義務)

第15条 第12条の審査委員及びセンターの役職員であった者は、本規程に基づく審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(雑則)

第16条 この規程に基づく業務の執行に必要な事項については、別に定めるものとする。

第17条 この規程に定めのない事項については、別に定めるものとする。

(付則)

1 この規程は平成19年7月17日から施行する。

2 別添2の加圧処理用薬剤及び保存処理材料の防腐性能に係るファンガスセラー試験結果及び野外試験結果については、第10条の規定にかかわらず、経過措置として平成22年9月まで自社試験方法による自社試験結果の提出を可とする。

(付則)

1 この規程は平成28年4月1日から施行する。

制定	平成19年7月17日	住木技発19第224号
改訂	平成20年1月24日	住木技発20第020号
	平成20年6月17日	住木技発20第228号
	平成25年4月1日	住木技発25第013号
	平成28年2月1日	住木技発28第2号

(様式1)

性能審査申請書

公益財団法人日本住宅・木材技術センター
理事長 岸 純 夫 殿

平成 年 月 日

所在地：

名称：

代表者名：

(印)

(事務上の連絡先)

所在地：

名称：

担当者名：

電話及びファックス番号：

e-メール・アドレス：

下記の製品を、貴財団が定める木材保存剤等性能審査規程に基づき、木材保存剤等としての性能審査を受けたいので、別紙付属資料を添えて申請します。

記

1 審査を受けようとする製品

製品名：

種類：

性能項目：

用途・適用範囲：

2 製造事業者の名称及び所在地

所在地：

名称：

代表者名：

連絡担当者：

電話及びファックス番号：

e-メール・アドレス：

(様式2)

審査結果報告書

申請者の住所又は所在地

申請者の氏名又は名称
及び代表者の氏名

殿

当財団の木材保存剤等性能審査規程に基づき、下記の性能審査申請製品について審査した結果、木材保存剤等としての性能があるものと認める（認められない）。

平成 年 月 日

公益財団法人日本住宅・木材技術センター
理事長 印

記

製品：

製品名：

種類：

性能項目：

用途：

製造事業者の名称及び所在地：